

○内閣府告示第三百四十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

○内閣府告示第三百四十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第五十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 関西圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 関西圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業

○内閣府告示第三百四十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十七年内閣府告示第三十三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 養父市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 養父市 中山間農業改革特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業及び国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

○内閣府告示第三百四十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年九月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 沖縄県国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 沖縄県 国際観光イノベーション特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略道路占用事業及び国家戦略特別区域限定保育士事業